

議員の逝去に関する代表者会議（旧各派交渉委員会）申し合わせ事項 改正案

改正案	現行（H6.9.29 最終改正）
議会葬の執行 ① 永年（３期１２年を経過）議員として勤続し、県政に貢献のあった方で、現職中に死亡した場合執り行う。但し、特別の事情のある者はこの限りではない。 ② 名称は三重県議会葬、場所は県庁講堂で行うことを原則とする。<u>ただし、県庁講堂で行うことが困難な場合は、この限りではない。</u> ③ 葬儀は宗教色を除き、関係諸団体の代表者の弔辞と参列者の献花によるものとする。 ④ 葬儀委員は、先例により、葬儀委員長に議長、副委員長に副議長、委員には<u>代表者会議構成員</u>と地元議員とする。 ⑤ 葬儀委員は礼服、他の議員は略礼服、又は平服着用とする。 ⑥ 香典、供物、供花等は、一切お断りする。	議会葬の執行 ① 永年（３期１２年を経過）議員として勤続し、県政に貢献のあった方で、現職中に死亡した場合執り行う。但し、特別の事情のある者はこの限りではない。 ② 名称は三重県議会葬、場所は県庁講堂で行うことを原則とする。 ③ 葬儀は宗教色を除き、関係諸団体の代表者の弔辞と参列者の献花によるものとする。 ④ 葬儀委員は、先例により、葬儀委員長に議長、副委員長に副議長、委員には<u>各派交渉委員</u>と地元議員とする。 ⑤ 葬儀委員は礼服、他の議員は略礼服、又は平服着用とする。 ⑥ 香典、供物、供花等は、一切お断りする。